農薬は適正に使用しましょう！

適正な使用が、食の安全・安心を守ります

農薬は、農作物などの病気や害虫の防除に有効な手段であり、適正に使用すれば安全な資材です。しかし、周囲に飛散することで、人の健康にも影響を及ぼす場合があります。病害虫や雑草の発生状況から農薬を使用する場合は、周辺環境への最大限の配慮と細心の注意をお願いします。

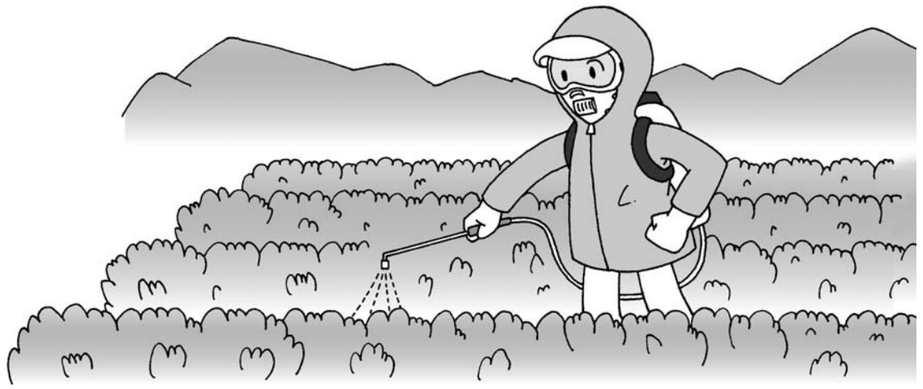

■農薬散布の際の留意点

農薬を散布する際には、使用基準を厳守するほか、次の点についても十分注意してください。正しい農薬の使用は安全性を確保するだけでなく、防除の効果を高めることにもつながります。

1　農薬を使う人すべてが対象です

家庭菜園や樹木等に使用する場合も使用基準を守らなければなりません。

2　無登録農薬は絶対に使ってはいけません

すべての農薬は登録制です。農薬ラベルに登録番号（農林水産省登録第○○○○号）が記載されていないものは使用してはいけません。

3　有効期限は大丈夫ですか

農薬にはそれぞれ最終有効年月が定められ、容器（または包装）に表記されています。最終有効年月を過ぎた農薬は品質の保証ができないことから、使用しないようにしましょう。

4　周辺への飛散予防対策をとりましょう

無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響を及ぼさないように配慮しましょう。また、風向きやノズルの向きなどにも注意してください。飛散が少ない形状（粒剤など）の農薬や飛散しにくいノズルを選択することも重要です。

5　水田からの農薬流出を防ぎましょう

河川環境への配慮だけでなく、農薬の効果を高めるためにも、水田では農薬散布後7日間程度止水を行いましょう。

6　土壌消毒する農薬は被覆が必要です

揮発性の農薬で土壌消毒を行う場合、ガス化して周囲に影響を与えることがあります。被害防止と防除効果を高めるためにもしっかりと被覆をしましょう。

7　農薬は使用記録をきちんと残しましょう

使用した年月日、場所、対象作物、使用した農薬名（有効成分名）、使用量・希釈倍数、気象条件を記録し、残しておきましょう。効率のよい防除計画の検討に役立つとともに、農作物の安全性を保証する重要な資料となります。

■農薬適正使用のチェック項目

1　農薬散布前のチェック

・農薬のラベル内容は確認しましたか（作物名、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数など）。

・使用農薬は飛散の可能性がありませんか（ほ場どうしの距離、散布方法、剤型など）。

・周辺ほ場に栽培されている作物は確認しましたか（収穫時期が近い作物があるかなど）。

・近隣の生産者と連絡を取っていますか（収穫時期が近い作物がある場合は、散布日や収穫日を調整するなど）。

2　農薬散布時のチェック

・散布器具はきれいに洗浄してありますか。前回使用した農薬が残っていませんか。

・風の強さや向きは確認しましたか。風の強い日に散布をしていませんか。

・調整した散布液は適切な量ですか。必要以上に多く散布していませんか。

・散布圧力や風量は適切ですか。必要以上に圧力・風量を上げていませんか。

3　農薬散布後のチェック

・使用記録（農薬を使用した①年月日、②場所、③対象作物、④農薬名と有効成分名、⑤使用量・希釈倍数、⑥気象条件など）をきちんと記録しましたか。

・散布器具はきちんと洗浄し、洗浄液は適正に処理しましたか。

■住宅地等における農薬使用について

住宅地に隣接した農地等で農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけでなく、飛散などにより周囲の住民に影響が及ばないよう、細心の注意が必要です。

1　定期散布はやめましょう

病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫や被害の早期発見に努め、病害虫の状況に応じた防除を行いましょう。

2　農薬使用の回数・量を削減しましょう

病害虫に強い作物や品種の選定、防虫網等による物理的防除方法などにより、農薬使用の回数・量を削減しましょう。特に庭木等では、捕殺や被害を受けた部分のせん定を優先的に実施しましょう。

3　飛散を少なくする工夫

やむを得ず散布する場合は、①無風または風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に実施、②風向き、ノズルの向き等に注意、③粒剤等の飛散の少ない農薬や飛散低減ノズルの使用など、飛散防止に最大限配慮しましょう。

4　周囲への注意を呼びかけましょう

周囲の住民に対して、事前に①農薬使用の目的、②散布日時、③使用農薬の種類などについて十分周知しましょう。また、作業時は立て看板でお知らせするなどして、散布区域に関係者以外が立ち入らないように配慮しましょう。特に近隣に学校や通学路等がある場合は、周知と事故防止を徹底しなければなりません。

5　農薬を混用する場合は、十分注意しましょう

他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、その内容を厳守しましょう。また、知見のない農薬の混用は避けましょう。

問い合わせ／産業振興課（☎581・2121内線401）、埼玉県病害虫防除所（☎525・0747）、または埼玉県大里農林振興センター普及部（☎526・2210）へ。

高齢者を狙った「振り込め詐欺」等にご注意を！

次のような詐欺被害が発生しています。

○電話を利用して息子などの親族を装い、借金の返済や事件の示談金の名目でだます**「オレオレ詐欺」**

○未了料金の支払いなどの名目で料金を請求する**「架空請求詐欺」**

○ダイレクトメールなどを郵送して架空の金融会社を装い、その保証金の名目でだます**「融資保証金詐欺」**

○税務署や町職員等を装い、税金などの還付に見せかけ、ＡＴＭ機を操作させて現金を振り込ませる**「還付金詐欺」**

等があります。

町内でも、「息子が痴漢をして警察に捕まった」「示談に数百万円が必要だ」などと警察官や弁護士を装った電話にだまされ、要求どおり現金を振り込んだオレオレ詐欺が発生しています。

先日も、電気商を装った者が「１万円でテレビ台を買ってくれたらテレビをあげる」といって、現金をだまし取られた事件が発生しました。振り込め詐欺等の被害にあわないため、次の点に注意しましょう。

○オレオレ詐欺は、息子や夫など家族になりすまして電話をかけてきます。必ず、一度電話を切り、本人に確認しましょう。

○身に覚えのない督促状等が届いても、うかつに連絡などしないようにしましょう。

○不審な電話は、すぐに警察へ通報（110番）しましょう。

○不審な人物が訪問したら、すぐに警察へ通報（110番）しましょう。

問い合わせ／寄居警察署（☎581・0110）へ。